

文化・コミュニケーション小委員会の今後の検討課題について（案）  
（令和3年3月5日（金）第2回文化・コミュニケーション小委員会 資料2）

令和3年 月 日  
日本ユネスコ国内委員会  
文化・コミュニケーション小委員会

## 1. 本小委員会の所掌

- ・文化活動及びコミュニケーション並びにそれらの普及に関する事項を調査審議すること  
（日本ユネスコ国内委員会専門小委員会組織規程（昭和二十七年文部省令第二十四号））

## 2. 文化・コミュニケーション小委員会において目指すもの

- ・ユネスコ憲章の前文には、「相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信の為に、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。ここに終わりを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人種の不平等という教養を広めることによって可能にされた戦争であった。（略）よって、平和が失われなければならない。これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の十分で平和な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに研究され、かつ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を用いることに一致し及び決意している。」と記載されている。
- ・また、ユネスコは、ユネスコが文化分野で貢献するSDGsとして、
  - －安全かつ強靱な都市づくり及び人間居住づくり、
  - －異文化間対話や平和の文化の促進等を通じた暴力的過激主義の阻止や
  - －文化・自然遺産の保全、文化の統治システムの強化等、情報・コミュニケーション分野で貢献するSDGsとして、
  - －教育への容易なアクセスの実現、
  - －弾力性のあるインフラの構築やイノベーションの促進や
  - －情報のアクセスや普遍的な自由の保障等を挙げている。
- ・文化・コミュニケーション小委員会においては、文化の普及が人々の間に生じる疑念や不信を払しょくするものであるという前提に立ち、文化分野に係る国内外のユネスコ活動を通じた安全かつ強靱な都市づくり、暴力的過激主義の防止、文化の多様性の維持等が実現されることを目標とする。

- ・また、情報・コミュニケーション分野に係る国内外のユネスコ活動を通じて、情報へのアクセスという普遍的な自由を保障する環境を醸成するとともに、弾力性のあるインフラ構築やイノベーションの促進等が実現されることを目標とする。

### 3. 文化・コミュニケーション小委員会で取り扱う議題

#### ○ユネスコ文化事業、情報・コミュニケーション事業について

- ・ユネスコ総会やユネスコ執行委員会に際する文化事業、情報・コミュニケーション事業に係る対処方針案の議論
- ・ユネスコの文化事業、情報・コミュニケーション事業に関する動きの共有及びその課題や対応策の検討

#### ○ユネスコ登録事業に係る選考及び登録後の活用・普及について

- ・ユネスコ創造都市ネットワーク事業の国内推薦案件の選考
- ・ユネスコ登録事業（文化事業、情報・コミュニケーション事業に係るもの）を活用したグッドプラクティスの共有
- ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業と連携した、ポータルサイトや地域ネットワークの活用方法についての検討

##### <具体的なテーマ案>

- ・ユネスコ登録事業を活用した地域の歴史の伝承、地域の活性化、国際交流の推進に関する事例の共有
- ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業のポータルサイトにおいて取り扱うべき文化・コミュニケーション分野の取組の検討

#### ○文化・コミュニケーション分野における民間等のユネスコ活動について

- ・民間団体等の文化・コミュニケーション分野に係る取組を共有し、建議で求めている好事例の共有、好循環を生み出していく仕組みや活動展開について検討

##### <具体的なテーマ案>

- ・日本ユネスコ協会連盟と地域におけるユネスコ活動のステークホルダーとの連携の在り方についての検討

#### ○文化・コミュニケーション分野と教育分野等の連携について

- ・ユネスコにおける文化分野、情報・コミュニケーション分野と教育分野等の連携の在り方について検討

##### <具体的なテーマ案>

- ・ユネスコ登録事業等を活用した地域における教育活動の推進に関する事例の共有

**(参考) ユネスコ活動の活性化について (建議) における文化・コミュニケーション関係の記載**

- ・ユネスコの各種事業に関する議論が政治化しないよう、「世界の記憶」事業の包括的見直し等を後押しするとともに、加盟国間の友好と相互理解の促進の観点からのプロジェクトの充実に協力すること。
- ・ユネスコが登録・認定を行う世界遺産、無形文化遺産、(略) 創造都市ネットワーク等については、多様な文化が地域創生の資源となるよう、持続可能な地域づくりという観点から教育や観光に積極的に活用することを後押しし、好事例の展開を図ること。
- ・各地で蓄積されてきた文化遺産の保存修復技術や保護に向けた豊富な知見を引き続き国内外で生かせるよう、特に若い世代の関心と誇りを惹起し、文化遺産を伝承していく人材確保のための好循環が生み出されるよう努めること。
- ・世代や地域を超えて多様なステークホルダーが連携し、ユネスコ活動の未来を共創するプラットフォームの構築を図ること。

(以上)